26 介護保険制度の安定的な運営

〔現況及び施策の方向〕

施行後24年を経過した介護保険制度は、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、高齢者を始めとする多くの県民に受け入れられ、サービス利用者数や利用量が増加しており、おおむね順調に定着してきたところである。

一方で、介護保険制度の安定的な運営に向け、市町の実情に応じた介護給付適正化への取組を支援する必要がある。

第1表 介護保険第1号被保険者数等

(単位 人、団体)

区分	第1号		保 険	者 数	
区 ガ	被保険者数	市町村	広域連合	一部事務組合	計
令和6年度	818, 787	23	0	0	23
令和5年度	821, 524	23	0	0	23
令和4年度	822, 024	23	0	0	23

⁽注)1 「第1号被保険者」とは、介護保険法第9条第1号にいう「市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者」である。

第2表 要介護(要支援)認定者数

(単位 人、%)

区 分	要支援1	要支援2	要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護 4	要介護 5	合 計
第1号被保険者	30, 102	23, 543	34, 823	24, 860	19, 944	18, 144	12, 978	164, 394
第2号被保険者	340	465	355	547	295	260	294	2, 556
総数	30, 442	24, 008	35, 178	25, 407	20, 239	18, 404	13, 272	166, 950
構 成 比	18. 2%	14.4%	21.1%	15. 2%	12.1%	11.0%	8.0%	100.0%

⁽注) 1 「第2号被保険者」とは、介護保険法第9条第2号にいう「市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者」である。

[事業の内容]

「第9期ひろしま高齢者プラン」(令和6~令和8年度)に基づき、高齢者の自立を支援し、住み慣れた地域で、できるだけ生活が継続できるよう、適正な介護サービスの提供を推進するとともに、介護サービスの質の確保・向上を促進する。

1 介護保険給付費等の負担(予算額 39,643,143 千円)

介護保険法第 123 条の規定により、介護保険の保険者である市町の介護給付及び予防給付に要する費用の額の 12.5%又は 17.5%に相当する額を負担する。(平成 12 年度創設)

また、同規定により、市町が要介護状態等になるおそれの高い高齢者等を対象に介護予防等の取組を 行う地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業)に要する費用の 額の12.5%又は19.25%に相当する額を負担する。(平成18年度創設)

さらに、低所得者が介護保険料を負担し続けることを可能にするため、介護保険法の改正により公費を投入して低所得者の第1号保険料の軽減を強化する。市町が軽減した介護保険料の1/4の額を負担する。(平成27年度創設)

⁽注) 2 各年度3月31日現在の数値による。

⁽注) 2 令和7年3月31日現在の数値による。

第3-1表 市町の給付額及び県負担金の状況

(単位 千円、%)

区 分	市町給付額	県負担金	県負担割合
令和7年度(予定)	261, 676, 486	37, 310, 554	居宅 12.5%・施設等 17.5%
令和6年度(見込)	256, 903, 266	36, 675, 033	居宅 12.5%・施設等 17.5%
令和5年度	247, 956, 189	35, 454, 108	居宅 12.5%・施設等 17.5%

(注) 各年度の決算額(ただし、令和6年度は当初予算額)の金額である。

第3-2表 市町の地域支援事業に要する費用の額及び県負担金(交付金)の状況

(単位 千円、%)

区 分	市町の地域支援事業に 要する費用の額	県負担金 (交付金)	県 負 担 割 合
令和7年度(予定)	17, 742, 300	1,619,300	介護予防・日常生活支援総合事業 12.5% 包括的支援事業・任意事業 19.25%
令和6年度(見込)	11, 677, 672	1, 612, 815	介護予防・日常生活支援総合事業 12.5% 包括的支援事業・任意事業 19.25%
令和5年度	17, 677, 089	2, 164, 025	介護予防・日常生活支援総合事業 12.5% 包括的支援事業・任意事業 19.25%

(注) 各年度の決算額(ただし、令和6年度は当初予算額)の金額である。

第3-3表 低所得者介護保険料軽減強化事業に要する県負担金の状況

(単位 千円)

年 度	市町軽減額	県 負 担 金	補助割合
令和7年度(予定)	2, 853, 155	713, 289	国 1/2、県 1/4、市町 1/4
令和6年度(見込)	2, 822, 499	705, 625	国 1/2、県 1/4、市町 1/4
令和5年度	3, 635, 652	908, 913	国 1/2、県 1/4、市町 1/4

(注) 令和7年度は当初予算額の金額である。

2 介護給付の適正化 (予算額 30,314 千円)

高齢化の進展に伴い、介護給付費が増大する中で、「第6期広島県介護給付適正化計画」(令和6~令和8年度)に基づき、県、市町及び広島県国民健康保険団体連合会が連携して介護給付の適正化に取り組むことにより、制度の安定的運営を図る。

(1) 保険者(市町)の指導・支援(予算額 666 千円)

県・市町が十分な連携を図り、介護保険制度の適正な運営を推進するため、保険者である市町に 対する指導・支援等を実施する。(平成12年度創設)

(2) 認定調査員等の研修(予算額 2,524千円)

認定調査の標準化・適正化に向けて、認定調査員等に対する研修事業を実施する。

(単位 千円)

区分	研 修 名	内 容	予算額
	認定調査員新規研修	新規に認定調査に従事する者に対する認定調査の手法・調査の 留意点等に関する研修(平成11年度創設)	1, 114
要介護	認定調査フォローアップ研修	現に認定調査に従事している認定調査員に対する事例検討等 による調査の実施方法等に関する研修(平成19年度創設)	1, 410
認定	介護認定審査会委員研修	要介護認定の仕組み・介護認定審査会の審査・判定の方法等に 関する研修 (平成 11 年度創設)	
	認定審査会運営適正化研修	審査会事務局職員に対する認定審査の適正な運営のための知識・技能に関する研修(平成20年度創設)	_

(注) 認定調査フォローアップ研修、介護認定審査会委員研修及び認定審査会運営適正化研修は、隔年実施である。

(3) 保険者機能強化支援事業(予算額 27,124千円)

保険者である市町の意識改革を促し、保険者による介護費用等の分析、財政的インセンティブ評価 指標の取組への支援やケアプラン点検研修の実施により保険者機能の強化を図る。(平成 30 年度創設)

3 低所得者等の利用者負担の軽減(予算額 11,605 千円)

低所得者が介護サービスを利用する際の負担について、軽減措置を講じることにより、介護保険制度の円滑な実施を図る。(平成12年度創設)

(1) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業

障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた低所得者について、訪問介護等に係る利用 者負担を10%から0%に軽減する措置を行う市町に対して補助する。

第4-1表 障害者ホームヘルプサービス利用者支援措置事業の状況

(単位 団体、千円)

		(中区 四件、111)
年 度	対象市町数	補助額
令和7年度(予定)	2	481
令和6年度	2	244
令和5年度	1	41

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値

(ただし、令和7年度は当初予算時点の数値) 〔補助割合 国1/2、県1/4、市町1/4〕

(2) 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業 低所得者が介護サービスを利用した際に、サービスの提供主体である社会福祉法人等が利用料の軽 減を行った場合に支援を行う市町に対して補助する。

第4-2表 社会福祉法人等サービス利用者負担額軽減制度事業の状況

(単位 団体、千円)

年 度	対象市町数	補助額
令和7年度(予定)	20	10, 776
令和6年度	20	9, 503
令和5年度	19	9, 487

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値

(ただし、令和7年度は当初予算時点の数値) 〔補助割合 国1/2、県1/4、市町1/4〕

(3) 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業

特別地域加算が行われる離島等地域において、訪問介護等を利用する低所得者の利用者負担を10%から9%に軽減する措置を行う市町に対して補助する。

第4-3表 離島等地域利用者負担額軽減措置事業の状況

(単位 団体、千円)

年 度	対象市町数	補助額
令和7年度(予定)	2	348
令和6年度	2	514
令和5年度	2	520

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値

(ただし、令和7年度は当初予算時点の数値) 〔補助割合 国1/2、県1/4、市町1/4〕

(4) 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業

小規模事業所加算が行われる中山間地域等の地域において、訪問介護等を利用する低所得者の利用 者負担を10%から9%に軽減する措置を行う市町に対して補助する。

第4-4表 中山間地域等利用者負担額軽減措置事業の状況

(単位 団体、千円)

		(1) = = 11 (11 4)
年 度	対象市町数	補助額
令和7年度(予定)	0	0
令和6年度	0	0
令和5年度	0	0

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値

(ただし、令和7年度は当初予算時点の数値) 〔補助割合 国1/2、県1/4、市町1/4〕

4 介護保険財政安定化基金の運営

市町の介護保険財政が、予想以上の給付費の増大や保険料の収納不足により財源不足を生じる場合、 介護保険法第147条の規定により県に設置している財政安定化基金から、資金の貸付や交付を行う。

なお、国・県・市町からの拠出金による基金への積立は、平成15年度から一時休止している。(平成12年度創設)

第5表 介護保険財政安定化基金の積立状況

(単位 千円)

区 分	積立額 (利子分)	摘要
令和7年度(予定)	1, 118	(十八 + 五) L + 十 m 1 - 2 - 2 - 2
令和6年度	1, 124	貸付を受けた市町からの償還金及び 運用収入の積立
令和5年度	112	是/11/0/10/10/10

(注) 各年度の決算額(ただし、令和7年度は当初予算額)の金額である。

5 広島県介護保険審査会の運営(予算額 1,054 千円)

保険者である市町の行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う第三者機関として設置して いる広島県介護保険審査会を運営する。(平成11年度創設)

第6表 審査請求の状況

(単位 件)

年 度	裁決件数	審 理 結 果
令和6年度	2	裁決(却下)0件、(認容)1件、(棄却)1件
令和5年度	2	裁決(却下)1件、(認容)1件、(棄却)0件
令和4年度	1	裁決(却下)0件、(認容)0件、(棄却)1件